

就学援助制度に係る公金支出に関する住民監査請求の監査結果について、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第242条第4項の規定により監査したので、その結果を同項の規定により次のとおり公表します。

なお、監査委員職務執行者吉峰幸夫と同竹内俊彦の両名は、本件住民監査請求の受理時から監査委員職務を執行していたものであり、令和元年5月1日に任期満了となったが、その後任が決定していないため、その職務を執行したものです。

令和元年5月15日

高松市監査委員	吉田正己
同	鍋嶋明人
監査委員職務執行者	吉峰幸夫
同	竹内俊彦

就学援助制度に係る公金支出に関する住民監査請求の監査結果について

第1 請求の受理

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求の受付

本件請求は、平成31年3月22日に受け付けた。

3 請求の要旨（原文抜粋）

学校教育課は平成30年度、高松市立古高松小学校に在籍する対象者108人（実支給人数）に対して、就学援助制度に基づいて学校に必要な経費の一部を支給しています（添付資料その1）。同制度では補助の「対象品目」としてPTA会費を認めており（添付資料その2）、古高松小学校の対象者108人には、PTA会費として合計33万3820円が

平成30年度分として支給されています（添付資料その1）。しかし古高松小学校から「PTA会費」名目で支給申請された金額には、「対象品目」として認められていない、任意団体「子ども会」の関連経費が含まれています（添付資料その3）。

具体的には、高松市の子ども会活動の取りまとめを行っている「高松市子ども会育成連絡協議会＝市子連、（添付資料その3）」の年会費（児童1人当たり50円）と、子ども会活動に参加した子どもたちが万一の事故に備えて加入する共済保険「安全会」会費（年200円）の2つです。

PTAと子ども会はまったくの別団体ですが、古高松小学校PTAは「PTA会費」名目で両経費を児童家庭から徴収しております。PTAに代わって「PTA会費」を徴収した古高松小学校は、2つの経費分を市子連に対して送金しています（添付資料その4）。就学援助制度に基づいて、高松市が同年度に古高松小学校の制度対象者にPTA会費名目で支給した1人当たり3,380円のうち、上記部分は適切な税支出とはいえず、市の財政に損害を与えています。

さらにこうしたPTA名目で徴収した経費の中から子ども会関連経費を支出している事実について、PTA会員である児童の父母には知らせてきませんでした。PTAの決算書類にも一切その金額や項目は出てきません。請求者からの指摘を受けて、平成30年4月に行われたPTA総会で初めて、古高松育成会の会長が「PTA経費が育成会の活動にも使用されている」と会員に説明しましたが、具体的な内容や金額にはまったく触れておらず、相変わらずPTAの決算書類には金額や項目は出ていないままです（添付資料6）。

それでも支給された子ども会関連経費が有効利用されていれば、支出は不適切であっても子ども達の育成に意味を持つかもしれません。古高松育成会が主催した平成29年度事業への参加児童数は、3人から26人と全校児童の0.6%～5%（添付資料7）。毎回参加するのは育成会関係者の子どもたちで、自主的な参加児童はごくわずかしおらず、子ども会関連経費は不適切な支出であるばかりか、まったくの“死に金”となっております。

4 請求の要件審査

本件監査請求は、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号、以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項等

本件請求に係る監査対象事項は、高松市（以下「市」という。）の教育委員会学校教育課の職員が、平成30年度に古高松小学校児童108名の保護者に就学援助金を支給するに当たり、本来支給すべき金員の他に、支給対象でない経費分に相当する金員を含めて支給している事実があるか否か、また、その事実が認められるとすれば、その経費相当額の支給は違法又は不当な公金の支出に該当するか否かという事項である。

そして、その措置請求の内容は、当該職員に対し、すでに支給済みの金員のうち、違法又は不当な公金支出に該当する支給対象外費用相当額の金員を、支給金受領代理人である古高松小学校校長から返還させるなどの必要な措置を講じることを勧告することを求めるというものである。

なお、請求人は、平成31年3月28日に「2. 補足説明—事実を知り得た経緯と、その背景」と題する同日付け書面を提出し、その経緯等を補足説明しており、監査委員は、第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、同年4月11日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から、同月5日に、新たな証拠として、高松市子ども会育成連絡協議会事務局員から請求人宛への子ども会加入率についての回答書1通の提出があり、請求人の陳述を記述した同日付け書面1通（その陳述内容は、子ども会の加入率に関するものであり、新たな主張はないものである。）も提出されたが、口頭による陳述はなされなかった。

2 監査対象機関

本件監査対象機関は、市教育委員会（学校教育課）である。

第3 監査の結果

本件請求について、監査委員は、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、措置請求に理由がないものと判断する。

以下、その理由を述べる。

1 監査により認められた事実

本件監査は、監査対象機関に事実照会するとともに、関係証拠書類の提出を受けて精査し、担当職員から事情聴取するなどの方法により実施した結果、次の各事実を認定した。

(1) 市の就学援助制度の概要

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条（就学援助）は、「経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定して、市町村に対し、経済的に支援を要する学齢児童等の保護者に経済的援助をすべき責務を課しており、市は、これを受けて、「高松市就学援助事務取扱要綱」（以下「援助取扱要綱」という。）を定め、就学援助制度を設けているが、その概要は、次のとおりである。

ア 援助対象者

市の就学援助の支給対象となる者は、市に住所を有する児童生徒及び未就学児童の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者又はその者に準ずる程度に困窮していると市教育委員会が認めた援助取扱要綱で定めた基準に該当する準要保護者である。

イ 援助項目及び支給額等

市は、要保護者及び準要保護者（以下「要保護者等」という。）として認定された者に対し、次に定める就学援助を行うこととし、その支給額は、毎年度予算の範囲内において、市教育委員会が別に定めるものとする。

その援助費目は、学用品費、通学用品費、校外活動費、通学費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費等、医療費、学校給食費、集団宿泊学習費、クラブ活動費、生徒会費及びPTA会費の12費目であり、支給金額は、その費目によって実費や定額のものや限度額を定めて支給するものがあり、PTA会費については「PTA活動に要する費用として、児童又は生徒の保護者が一律に負担すべきこととなる経費」とし、平成30年度においては、小学児童に対する支給額を年額

3, 380円を限度とする設定がなされている。

ウ 援助申請の手続

就学援助を受けようとする保護者は、就学援助認定申請書を児童又は生徒が在学する学校の校長（以下「学校長」という。）を経由して、市教育委員会に提出しなければならない。ただし、未就学児童の保護者は、別に定める申請書を直接市教育委員会に提出しなければならない。

エ 援助の認定

市教育委員会は、保護者から就学援助の申請があったときは、その申請について必要な調査を行って、認定の適否を決定し、その結果を学校長を経由して保護者に通知するものとする。ただし、未就学児童の保護者については、直接通知するものとする。

なお、市教育委員会は、その認定を行うに当たり必要があるときは、学校長、民生委員又は福祉事務所長に意見を聞くことができ、その認定は、申請書を受領した日の属する月末に行い、当月から開始する。

オ 支給の方法

援助金の支給は原則として、保護者から委任を受けた学校長を通じて、保護者の指定する口座へ口座振込により支給する。ただし、未就学児童の保護者に対する就学援助金のうち、新入学児童学用品費等は、保護者の指定する口座へ直接支給する。

カ 目的外使用の禁止

要保護者等は、援助金をその目的以外に使用してはならない。

(2) 就学援助の認定及びその支給手続と使途

請求人主張に係る平成30年度の「PTA会費」費目の就学援助は、古高松小学校に在学する1学年から6学年の児童合計108名（以下「支給対象児童」という。）の保護者を対象に支給されているが、その事務手続の状況は次のとおりである。

ア 就学援助認定の申請手続とその認定状況

支給対象児童のうち101名の保護者は、所定の期限までに、学校長を経由して就学援助認定の申請手続を行い、市教育委員会において調査・検討した上、全員を平成30年4月1日から就学援助児童に認定し、その結果を学校長を通じて支給対象児童の保護者に通知してい

る。

また、残る7名の保護者のうち1名は平成30年5月、もう1名は同年7月、1名は同年10月、1名は同年12月、残る3名が平成31年1月と、いずれも平成30年度の途中に申請手続を採っており、市教育委員会は、調査・検討の結果、全員を申請月から就学援助児童に認定する決定をなし、その結果を、市教育委員会から学校長を通じて支給対象児童の保護者に通知している。

そして、平成30年4月1日に認定を受けた児童101名のうち5名は同年度途中に、非認定となったほか、11名については、保護者の前年の世帯全体の所得金額が確認できなかったため、第2期分を保留していたが、そのうち6名は、後日、第2期分も支給する認定をした。

イ 就学援助金支給に係る学校長の代理について

就学援助金支給のための事務手続については、保護者が援助費目ごとに個別の請求を行わず、市教育委員会に対して就学援助認定の申請を行った際に、その申請書の一隅に設けられている「委任状」の枠内に「就学援助費の請求、受領、戻入、管理及び処理に関する権限を、該当児童生徒の在校々長に委任します。」と記載された書面の委任者欄に申請者として署名押印し、同記載の権限を支給対象児童の在学する学校長に委任していることに基づき、対象児童の学校長が、市教育委員会による就学援助認定の決定後、その児童の保護者全員を代理して、支給対象児童に関する就学援助金の請求・受領・管理及び処理等を行っている。

市教育委員会は、学校長からの請求内容について精査した上で、援助費を各学校長の指定する口座に振り込み、各学校長は、保護者に対して支給する援助項目もあるが、保護者による、援助費の目的外使用を防ぐ視点から、学校長が直接支払いできるものについては、保護者を代理して直接学校長が支払う取扱いをしている。

ちなみに、PTA会費費目の場合、学校長は市教育委員会から振り込まれたPTA会費費目の援助金を保護者に引き渡さず、直接PTAの会計担当者へまとめて納付している。

学校長は、支給対象児童が在学する古高松小学校のPTA（以下

「当 P T A」という。) 会費のうち要保護者等を除く児童分については、古高松小学校において集金を行い、当 P T A に納付している。

また、支給対象児童分について学校長は、P T A 会費の費目での就学援助金を代理受領した都度、その直後に、代理の趣旨に従い、その金額を各支給対象児童の P T A 会費として当 P T A に納付している。

ウ P T A 会費を支給費目とする就学援助金の支給状況

当 P T A は、P T A 活動に要する費用として児童の保護者が一律に負担すべき経費である P T A 会費を、1 月当たり 3 3 0 円で年額は 3, 9 6 0 円と定めており、保護者は P T A 会費として同金額を納付すべき責務があるが、市教育委員会が前記 (1) のイのとおり P T A 会費の費目による就学援助金の支給額を年額 3, 3 8 0 円の限度額を定めており、P T A 会費の金額を 5 8 0 円超過しているため、支給対象児童の保護者は、その超過分の支給は受けられず、P T A 会費 3, 9 6 0 円との差異が発生するが、この差額については、古高松小学校 P T A 会則第 1 6 条の「この会の会員は、所定の会費を納める。但し、家庭の事情によって減免することができる。」旨の但し書き規定を適用し、減免している。

そして学校長が、就学援助金を市教育委員会に請求した結果、支給対象児童 9 1 名については、その限度の上限金額である年額 3, 3 8 0 円が支給され、その他の支給対象児童 1 7 名については、その限度設定の趣旨に従い、認定期間に対応して、最高で 3, 0 8 0 円、最低で 5 6 0 円という金額が支給された。

この P T A 会費の費目での就学援助の金額は、合計 3 3 3, 8 2 0 円であるが、市教育委員会は、平成 3 0 年 1 2 月 1 1 日から平成 3 1 年 2 月 2 6 日までの間、4 回にわたり、保護者の代理人である学校長が指定した銀行預金口座に振り込む方法により、その全額を支給し、学校長は、同保護者に代理してこれを受領した。

エ 本件就学援助金の使途

学校長は、P T A 会費の費目で代理受領した就学援助金の金額を、受領の都度、委任の趣旨に従って、各支給対象児童の P T A 会費として P T A 指定の銀行口座に振り込み納付している。

そして、当 P T A では、その納付を受けた金員全額を各支給対象児

童のPTA会費として、収入に計上する会計処理をしている。

当PTAの平成30年度の一般会計の予算書によれば、収入の部は会費2,300,000円、利息2,000円、繰越金217,075円、合計2,519,075円となっているが、前記就学援助金333,820円は、その会費収入の一部を構成するものであり、当PTAは、その収入金を資金として各種PTA活動を行っており、その一部に、関係団体である子ども会の支援のために支出しているものがある。

(3) 当PTAと子ども会等の関係

ア PTAとは、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に定義される「社会教育関係団体」に該当し、子どもたちの健全育成を図るため、各学校単位で在籍している保護者と教職員により組織され、法人格を持たない任意団体である。当PTAは、事務所を古高松小学校内に置き、会員の連携協力で児童の健全発達と幸福の増進に努め、会員相互の教養を高め親睦をはかることを目的として設置されている。

その目的達成のために行う事業は、

- (ア) 家庭・学校・地域社会において児童の幸福を増進すること。
- (イ) 保護者と教師とが緊密に連絡して児童の校外生活の指導にあたること。
- (ウ) 児童の教育充実のために、学校施設の充実改善をはかること。
- (エ) 教師の教育力を高めるために、学校職員の研修について協力すること。
- (オ) 講演会・講習会等を開催して会員の教育に対する理解と関心とを高め、教養を深めること。
- (カ) 地区懇談会・運動会・学習発表会等を開催して、家庭と学校及び会員相互の連絡を密にし、児童の健全な育成をはかること。
- (キ) その他この会の目的を達成するために必要なこと。

が、会則により定められている。

イ 当PTAの会員は、この会の目的に賛同する古高松小学校児童の保護者と教師、及び代議員会で承認された者を正会員とし、この会の目的に賛同する当地区内在住者を賛助会員としている。総会は1年に1回開催され、議決事項については、総会の出席者の過半数で議決を行

うこととしている。

ウ 当PTAの平成30年度の会費は年額3,960円であるが、具体的な内訳の積算に基づく金額決定を行っているものではなく、翌年度のPTA活動で必要となる費用を算定した上で、予測される繰越金及び利息を差し引いた金額をPTA一般会費として予算算定を行い、その総額を人数で割り戻すという逆算的算定方法を行っている。

エ 子ども会とは、PTAと同じく、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に定義される「社会教育関係団体」に該当し、地域内の異年齢の子どもたちによる、自発的・自主的な体験活動等を、地域の大人たちや保護者の協力を得ながら実施することにより、子どもの健全な成長・発達を促すことを目的として組織された任意団体である。

古高松小学校区には、中帰来子ども会、瓜生ヶ丘子ども会、東津の村子ども会などの単位子ども会が設立されており、それら単位子ども会で古高松校区子ども会育成連絡協議会（以下「校子連」という。）を結成し、その事務所を当PTAと同じ学校内に置いている。

また、各単位子ども会では、会費や補助金・助成金・寄付金その他の収入を資金として、かるた大会、田植え体験、ラジオ体操、クリスマス会等を実施し、その目的に沿った多彩な活動を積極的に展開しており、当PTAだけでは成し得ないきめ細やかで行き届いた活動を行っている。

そして、その上部組織には、市子ども会育成連絡協議会や県子ども会育成連絡協議会、公益社団法人全国子ども会連合会があり、連携している。

オ 古高松小学校区における当PTAと子ども会の関係については、それぞれの団体が独立した任意団体ではあるものの、対象とする児童は同じであり、また両者ともに関係者の協力によって児童の健全な発達を目指しているものであることから、PTA活動の中に、子ども会役員等が参画し、連携・協力しながら、事業を効果的かつ効率的に実施している状況がある。

このことは、平成27年12月に取りまとめられた、中央教育審議会答申「新しい時代の教育と地方創生の実現に向けた学校と地域の連

携・協働の在り方と今後の推進方策について」を踏まえ、平成29年4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和31年法律第162号）の改正における文部科学省の条文解説にもあるように、「これからの公立学校は、地域とともにある学校へ転換し、地域との連携・協働体制を持続可能なものとしていくことが不可欠である」などと、変革の過渡期にあって推奨されていることを、まさに古高松小学校区内における具体的な取組みの一つとして、実証しているものである。

(4) 就学援助児童を被共済者として締結されている「全国子ども会安全共済契約」の概要

古高松小学校区内の単位子ども会では、子ども会の活動中に子どもが不慮の事故などにより、傷害又は疾病を被った場合に備える対策として、子どもの負傷、疾病、後遺障害又は死亡に関し、見舞金を支給する共済契約に加入することとし、任意にその共済契約を締結しているが、子ども会に加入している子どもは全員がこれに加入している。

この共済契約は、公益社団法人全国子ども会連合会が共済者、会員の子どもの被共済者、市子ども会育成連絡協議会が共済契約者となっており、共済者と共済契約者の間で締結する契約であり、契約手続については、市子ども会育成連絡協議会が、単位子ども会、校区子ども会育成連絡協議会が作成した加入に関する書類を取りまとめ、県子ども会育成連絡協議会を通じて契約の申込みを行っている。

共済掛金は、本来、共済契約者である市子ども会育成連絡協議会が共済者である前記法人に支払う債務があるが、この契約で利益を受ける者は、被共済者である子どもであるため、その契約による利益を受けることを希望する保護者から、一人当たり、年額で、共済掛金に充てる資金50円、共済者である全国子ども会連合会に納付する運営費20円、香川県子ども会安全事業費130円の合計200円の子どもの安全会費を徴収している。

(5) 当PTAの校子連に対する支援

当PTAは、校子連とそれに加入している校区内の単位子ども会が、前記のとおり、当PTAと共通する会員により、同じ目的で多彩な活動を実施し、当PTA会員の子どもの子どもたちがその恩恵に浴していることを高

く評価しているので、その活動を支援することとし、平成30年度において、次の支援を実施している。

ア 校子連が加入する市子ども会育成連絡協議会に納付すべき会費相当額27,770円の供与

イ 前記子ども会安全会の全会員の安全会費相当額合計110,200円の供与

これらの供与は、いずれも当PTA全体の資金から拠出しており、前記就学援助金とは直接関係するものではなく、アの供与は平成30年4月11日に支出し、一般会計支出の部の各種負担金に計上しており、イの供与は同年5月30日に支出し、同会計支出の部の傷害保険費に計上している。

2 監査委員の判断

(1) PTA会費の費目で支給された本件就学援助金の中に本来支給されるべきでない援助対象外の費用分が含まれている事実の有無について

請求人は、市教育委員会の学校教育課職員が支給した本件就学援助金の中には、援助対象経費でない子ども会関連経費が含まれており、その部分の支出は違法又は不当な公金の支出であると主張するので、端的にその点について検討する。

市教育委員会は、就学援助制度を設立するに当たり、援助取扱要綱を制定し、その援助対象費目をPTA会費など12費目に限定しており、子ども会関係費用は対象としておらず、その費用を就学援助金として支給することができないことは、「監査により認められた事実」の(1)で明らかで、請求人が主張するとおりである。

しかし、本件就学援助金の請求者は、「監査により認められた事実」の(2)のウ及びエで明らかなおり、請求する就学援助金の対象費目を「PTA会費」と明確に表示して請求し、子ども会関係費用を示す費目やそれを含む表示はしておらず、その内容も、「PTA活動に要する費用として、児童の保護者が一律に負担すべきこととなる金額」を基礎とし、支給限度額を超えるものは、その限度額の上限金額の就学援助金の支給を請求するというものであり、支給対象外費用の子ども会関係費用は含んでおらず、現に支給された就学援助金も請求額どおりで、余分

なものは含まれていないことは明らかであり、名実ともに支給対象外費用に対するものは一切含まれていないことが認められ、請求人の前記主張は失当であると判断せざるを得ない。

(2) 本件就学援助金の使途とその支給の違法性・妥当性について

請求人は、本件就学援助金の一部が子ども会関連経費に使用されているとして、その事実が本件就学援助金には支給対象外経費が含まれていることを証左しているかの如き主張をしているので、次にその点について検討する。

本件就学援助金の受給者は、援助対象児童の保護者であるが、その保護者は、「監査により認められた事実」の(2)のイ、ウ及びエで明らかなおり、就学援助金の請求、受領、管理及び処理に関する権限をその児童が在籍する学校長に委任しているため、学校長が保護者を代理して、その権限を行使し、本件就学援助金の請求から受領、保管、処理を行うこととなり、学校長が本件就学援助金を請求、受領した上、委任の趣旨に基づき、その全額をPTAに会費として納付し、目的どおり使用されており、目的外使用の禁止に触れるような事実は一切認められず、請求人が本件就学援助金から分与されたとする前記子ども会関連経費が、平成30年4月11日と同年5月30日に支出されているのに対し、本件就学援助金の支給がそれ以後の同年12月11日から平成31年2月26日にかけてであるという矛盾も総合的に考察すると、請求人の前記主張は、事実に反して、到底、措信し難く、その余の判断をするまでもなく、失当であると判断する。

なお、本件就学援助金をPTA会費として受領した当PTAは、「監査により認められた事実」の(3)、(4)及び(5)で明らかなおり、校子連やそれに加入する校区内の単位子ども会と目的や構成、事業活動等に共通性があり、親密に関連協調しているところから、PTAにおいて、これを支援するため、請求人が主張するように、平成30年度に、「校子連が加入する市子ども会育成連絡協議会に納付すべき会費相当額27,770円の供与」と「校区内単位子ども会安全会の全会員の安全会費相当額110,200円の供与」を実施し、それぞれPTAの一般会計の資金から同金額を支出している事実が認められるが、その事実の当否は、本件就学援助金とは直接関係なく、当PTA自体の内部問

題であり、当監査委員が直接関与すべき事項ではないと思料する。

以上検討のとおり、請求人が主張する理由は、いずれも是認し難く、失当であると思料する。

よって本件措置請求には理由がないものと判断する。

以上